

都城市みんなでまちを美しくする条例

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨て、路上喫煙等の禁止などについて必要な事項を定めることにより、市民等、事業者及び交流者の環境美化に対する意識の向上を図るとともに、市民の快適な生活環境を確保し、美しいまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住する者、市内で働く者及び市内で学ぶ者をいう。
- (2) 事業者 市内において、事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 交流者 観光、観覧、商用、行事等で市内に滞在する者及び市内を通過する者をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他公共の用に供する場所をいう。
- (5) 路上喫煙等 公共の場所において喫煙することをいう。
- (6) 空き缶等 空き缶、空きびん、ペットボトルその他の容器及びたばこの吸い殻、紙くず、プラスチックくずその他の不要物をいう。
- (7) 回収容器 空き缶等のごみを回収するための容器をいう。
- (8) ポイ捨て 空き缶等を回収容器その他のごみを収納するための場所以外の場所にごみを捨てることをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、この条例の目的を達成するために、市民等、事業者及び交流者に対して環境美化に関する意識の啓発を図るとともに、必要があると認めるときは、指導又は助言を行うことができる。

(市民等及び交流者の責務)

第4条 市民等及び交流者は、すすんで空き缶等の適正な処理を行うなど、美しいまちづくりの推進に努めるとともに、前条の規定により本市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その社会的責任を認識し美しいまちづくりの推進に努めるとともに、第3条の規定により本市が実施する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第6条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

(喫煙時の配慮)

第7条 何人も、次の各号のいずれかに該当するときは、路上喫煙等をしないよう努めなければならない。

(1) 歩行中(自転車乗車中を含む。)であるとき。

(2) 吸い殻入れが付近に設置されていない場所で吸い殻入れを携帯していないとき。

(ポイ捨て禁止区域又は路上喫煙等禁止区域の指定等)

第8条 市長は、快適な生活環境の確保及び美しいまちづくりを推進するために、空き缶等のポイ捨ての防止又は路上喫煙等の制限が特に必要と認められ、かつ、不特定多数の人が集中する区域を、それぞれポイ捨て禁止区域又は路上喫煙等禁止区域(以下「美化等重点推進区域」と総称する。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により美化等重点推進区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係する地域住民、関係団体等の意見を聴かななければならない。

3 市長は、美化等重点推進区域を指定したときは、その旨並びにその区域及び区域の区分を告示するものとする。

4 前2項の規定は、美化等重点推進区域の指定の解除及び変更について準用する。

(路上喫煙等禁止区域における喫煙の禁止)

第9条 何人も、路上喫煙等禁止区域においては、路上喫煙等をしてはならない。

(散乱防止)

第10条 市民等及び交流者は、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り又は回収容器に収納するなどして散乱の防止に努めなければならない。

2 事業者のうち、容器入り飲食料を販売する者は、容器入り飲食料を販売する場所に回収容器を設け、空き缶等を散乱させないように当該回収容器を適切に管理し、生じた空き缶等を自らの負担において運搬し、処分するとともに、空き缶等の散乱防止について消費者に対する啓発に努めなければならない。

(環境美化の日)

第11条 環境保全及び公衆衛生の向上を図り、より明るく、より美しく、より豊かな住みよいまちの実現を目指し、都城市環境美化の日を定め、市民総ぐるみで清掃、浄化、緑化に取り組むものとする。

(命令)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(1) ポイ捨て禁止区域内において、第6条の規定に違反した者

(2) 第9条の規定に違反した者

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第14条 第12条の規定による命令に従わなかった者は、2万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第12条及び第14条の規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。